

土木機械設備工事、下水道機械・電気設備工事に係る最低制限価格等の 算定について（お知らせ）

土木機械設備工事、下水道機械・電気設備工事の低入札価格調査基準価格及びおよび最低制限価格の算定基準については、次のとおり取り扱っておりますのでお知らせいたします。

1 算定基準

工種の種類		①直接工事費に	②共通仮設費に	③現場管理費に	④一般管理費等
		区分するもの	区分するもの	区分するもの	に区分するもの
土木機械設備工事	製作費	直接製作費	間接労務費	工場管理費 設計技術費	一般管理費等
	据付工事	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費 設計技術費	一般管理費等
下水道機械設備工事	機器費	機器費×1/2	機器費×1/4	機器費×1/4	一般管理費等
	据付工事	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費 設計技術費	一般管理費等
下水道電気設備工事	機器費	機器費×1/2	機器費×1/5	機器費×1/5	機器費×1/10
	据付工事	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費 設計技術費	一般管理費等

なお、土木機械設備工事において製作費（製作原価に一般管理費を加えた額）を見積り等（積み上げ積算以外）により決定した場合は次のとおりとします。

- ①直接工事費 = 製作費 × 1 / 2
- ②共通仮設費 = 製作費 × 1 / 5
- ③現場管理費 = 製作費 × 1 / 5
- ④一般管理費等 = 製作費 × 1 / 1 0

問い合わせ先

佐野市役所 契約検査課 契約係
電話 0283-20-3027